

不動産の相続登記は司法書士にお任せください!

2/6(土) 相続電話相談会 **無料**

(通話料は相談者様のご負担となります)

愛知県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として無料電話相談会を開催します。
相続登記や遺言書の作成でお困りの方は司法書士にご相談ください。

2/6(土) どの地域の方でも相談可能です

名古屋
中央

☎052-683-4231
(10:00~15:00)

一宮

☎0586-28-4838
(10:00~12:00、13:00~15:00)

半田

☎0569-32-8895
☎0569-32-8896
(10:00~15:00)

西三河

☎0564-58-0246
(10:00~12:00、13:00~15:00)

東三河

☎0532-58-9951
☎0532-58-9952
(10:00~15:00)

※午前中は電話が集中してつながりにくい場合がございます。その際は時間をおいて再度おかけ直しいただきますようお願い申し上げます。

こんな通知が届いたら司法書士にお任せください!

「長期間相続登記等がされていないことの通知」について

●この通知は何?

登記記録上の所有者がお亡くなりになられてから30年を超えて相続登記等がなされていない土地について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づいて、登記官が相続人の調査を行い、対象土地の所有者の法定相続人のうち一人の方に相続登記の申請を促すために「長期間相続登記等がされていないことの通知」が送られています。

●相続登記は司法書士にご相談ください!

通知を受けた方は対象土地の相続人の一人です。法定相続人間で誰がどのように相続するのかを、話し合う遺産分割協議をする必要があります。協議が調ったら、対象土地の所在地を管轄する法務局で相続登記の申請をします。相続登記の申請はご自身でもできますが、専門的な知識を必要とすることもありますので、登記の専門家である司法書士にご相談ください。

「自筆証書遺言」の保管制度が始まりました!

2020年7月10日から自筆証書遺言を法務局で保管する制度が開始されました。この制度を利用することでいくつかのメリットがあり、先に始まった自筆証書遺言の方式緩和と合わせると、より「自筆」による遺言が使いやすくなっています。

遺言書保管制度のメリット

- ・紛失・亡失を防げます
- ・他人に遺言書を見られる心配がありません
- ・他人に破棄されたり、隠匿・改ざんされる心配がなくなります
- ・遺言書の形式的不備の心配がなくなります
※遺言書の内容のチェックはされません
- ・家庭裁判所での検認手続が不要になります

〈遺言書の保管申請には手数料が必要となります〉
申請に必要な書類や申請先等、制度の詳細はお近くの司法書士事務所でお尋ねください

2/6(土) 面接相談・市民公開講座 中止のお知らせ

愛知県が緊急事態宣言の対象区域に指定されたことを受けて、2/6(土)に開催を予定しておりました下記面接相談及び市民公開講座を中止いたしました。ご予約いただきました皆さま、ご予定いただきました皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

面接相談

愛知県司法書士会館
日進市民会館
津島市文化会館
グルッポふじとう
小牧中部公民館
パルティセと
尾張旭市中央公民館
愛知県司法書士会一宮支部事務所
豊橋市民センターカリオンビル

市民公開講座

日進市民会館
「相続法セミナー」



愛知県司法書士会

☎052-683-6683
[平日 9:00~17:00]

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
(金山総合駅南口より徒歩5分)

愛知県司法書士会

検索

